

制度により構築される言語景観

—バスク州とナバラ州における基礎自治体改名の実践—

石井久生

1. はじめに

バスク地方のようなボーダーランドが近年注目されるのは、昨今のグローバル化、ボーダーレス化により、これまで国家により不可視化されてきたマイクロかつナショナルな空間的次元の領域性が顕在化しているためである。スペイン・バスク地方では、1970年代末から1980年代初めにかけてバスク州とナバラ州の自治権が確立されたことにより、行政体としての領域性の可視化、すなわち領域化が進行した。行政体としての領域化もさることながら、バスク地方では近年バスク語話者の復活も著しく、言語空間としての領域化も顕著である。

筆者はこれまで、バスク語話者の動態を領域内において進行する文化景観の修景と関連付けることで、バスクの再領域化に言及することを試みてきた（石井2003, 2007, 2011bなど）。バスク語話者は州センサスなどで統計的数値として把握可能なため、客観的指標になりうるとの前提で研究を進めてきたが、現地調査を重ねるにしたがい、統計データには主観的要素が多分に含まれることを実感した。なぜなら、スペイン語話者が統計調査に回答する場合、公教育でバスク語を学習した自分の子供のバスク語能力を高く評価しがちであり、その結果、バスク語話者密度の低い地域では、若年層のバスク語能力が実態より高くあらわれる傾向にある。これでは再領域化を科学的に実証したとはいえない。この問題を解決するために、それに代わる客観性の高い指標の模索を続けたが、その結果たどり着いたのが「地名」である。

1980年代以降、スペイン・バスク地方では地名の改名が進行している。その多くのケースが、カスティーリャ語（スペイン語）地名からバスク語地名への改名である。地名のバスク語化は、スペイン・バスク地方の2州が自治を確立して以降の時期に進行しており、2州において進行中のバスク語正常化運動と連動しているのは明らかである。さらにその地理的範囲もバスク語正常化が制度的に保障された空間に限定されるという点において、地名のバスク語化は領域性のはっきりした現象である。改名の対象は、道路などの微小な構造物の名称から、河川、山脈などの地形名にいたるまで多岐におよぶが、そのなかでも改名過程を追跡しやすい対象がある。それが日本の市町村にあたる基礎自治体の公式名称である。スペイン・バスク地方の2州では、1980年から2012年8月までの32年間に523自

治体中297の名称が改名されている。これら改名は、地域のバスク語話者密度に対応して進行する興味深い現象であり、バスクの領域化を地理的に描写するうえで絶好の指標となりうる。改名手続きは、石井(2011b)で示したように、基礎自治体を主たる主体として進行するが、上位の行政体である州政府や県も関与するうえに、スペイン中央政府との関係も無視できない現象である。さらにこれら行政体だけではなく、政治家、司法をはじめ、ローカルな次元の地域住民など、多種多様な主体が関与する。したがって基礎自治体改名は、単なる行政的な実践ではなく、様々な主体の日々の政治的实践であるといえる。このような特徴を有する基礎自治体改名の個々の事例を集積して、バスク地方全域の空間スケールで描写すれば、スペイン中央政府権力からの脱中心化とバスク・エスニシティのもとでの再中心化を経験しつつあるバスクの再領域化の現象を、筆者がこれまで実践してきた研究成果を発展させるかたちで実証できるのではないかと考えたのが、本研究のそもそもの背景である。

ただし、スペイン・バスク地方の言語景観の総体を検証するために個々の事例を総括しようと試みたが、その過程で、「自治州」の空間的次元に関与する諸主体の政治的实践が、スペイン・バスク地方の言語景観を構造化する基礎になっていることを痛感した。したがって、個々の事例の詳細な検証は他稿に譲り、本論では州次元の言語景観に着目して、それに関与する主体の政治的实践の具体像を検証することを目的とする。

2. 基礎自治体改名研究を地名研究の潮流に位置付ける

本研究の理論的位置づけを試みる最初の手続きとして、言語研究と地理学との距離を検証してみよう。そもそも言語に関連する諸学と地理学の間には隔たりがあった。言語学に *geolinguistics* という下位分野が成立しても、地理学において「言語の地理学 *geography of language*」が確固たる地位を確立しえなかった主たる理由は、言語それ自体や話者の分布を対象とする従来の方法に限界があったためであろう。単語や音韻の変種の分布図を作成したとしても、それを解析する専門領域は地理学よりも言語学のほうがふさわしく、話者分布図を作成したとしても、分布の成因を分析する専門領域としては歴史学や人類学の貢献が大きかったためである。そこで、地理学が他の諸学と比較して言語研究に貢献可能な方法として何があるかを考える必要があった。そこで到達した一つの結論が、景観論の採用である。言語現象の空間的表象を「言語景観」と定義して地理学的に分析する方法について拙稿(石井2011a)で議論したように、近年新たな展開を見せる景観論を適用することにより、地理学は言語現象の分析に大いに貢献しうる。

本研究では、言語景観の指標として「地名」としての基礎自治体名称をとりあげる。地名を対象とすることで、近年の地名研究の成果を取り込むことも可能になる。従来の地名研究は、地名を収集しその起源を解説することで、名を与えられた地表面と人間との絆を

解明する方法を確立したという点において、地理学に多大に貢献したことは疑う余地はない。それでは本研究で扱うバスク地方の基礎自治体名称のバスク語化は、いにしへの文化に根差した正統なバスク語地名への回帰という行為として解釈できるのであろうか。改名という行為が正統な過去への回帰であるならば、歴史的バスク語地名への改名が一律に進行しそうであるが、実態はそうではない。バスク語地名とカスティーリャ語地名の両者を併記する地名、あるいは両者のうちからいずれか一方を選択可能とするバイリンガル地名への改名ケースもあり、極端な場合にはバスク語地名への改名が上位の行政当局により拒否される場合もある。これは基礎自治体改名の論理が、正統性への回帰という言説のみでは説明できないことを意味している。それではこのような現象に対して地名研究はどのようにアプローチすればよいのであろうか。

その鍵は最近20年間に起こった地名研究と諸学との関係の変化にある。1980年代から諸学問において進行した文化論的転回、空間論的転回により、地名と関連諸学との関係が批判的に検証され、その再構築作業が進められるようになった。その初期の動きは、Rose-Redwood et al. (2011, 457) が示すように、政治学から起こってきた。その代表が、Cohen and Kliot (1992) によるイスラエルの国家形成政策における権力としての地名の研究である。彼らは、地名変更によって強化されるナショナルなアイデンティティに着目し、地名が権力と記憶の生産と空間化に作用していると指摘し、地名の再生が単なる正統性への回帰ではなく権力者らによる政治的实践として描写可能であるとしている。この研究を端緒に地名研究は、空間、場所、景観についての批判研究との距離を急速に短縮することになった。

近年、地理学分野における地名の政治的論争の蓄積は著しく、その多くはナショナリズム、ポストコロニアリズム、アイデンティティ政策、集団の記憶の空間化、これらの諸課題と地名との関連を検証している (Berg and Vuolteenaho 2009; Rose-Redwood et al. 2010; Rose-Redwood and Alderman 2011)。この潮流に地名のバスク語化を位置付けた場合は、現在のバスク地方が、スペイン中央政府から自治権を獲得し (一種のポストコロニアルな状況にあり)、バスク・ナショナリズムがかつてなく高揚し、バスク文化の象徴的存在であるバスク語の復権を自治州政府が政策的に推進しているという環境にあるため、本研究において地名変更・復活の過程を政治地理学的に解釈することは、バスク地方の地誌を考えるうえで極めて重要な作業になる。このような観点からすれば、地名のバスク語化という現象は、ナショナリズム高揚にともなう古い地名の復活を意味するだけではなく、かつての支配者の言語を排除して、ナショナルな領域とナショナルな言語の連動を強固にするという作業、Azaryahu and Golan (2001) の言葉を借りれば「景観を再命名する renaming the landscape」ことを意味する。地名のナショナル化は、ナショナルな領域の再領域化のために採用される象徴的かつ典型的な方法であり、旧支配者の言語で記された地名を排除するという行為は、Yeoh (1996) がシンガポールの事例で示したように、ポ

ストコロニアルな状況下では普通に起こりうる現象なのである。

地名が表象する言語景観は、景観の生産と修景に関与する主体の行為による生産物である。言語景観の生産には様々な主体が関与するが、それぞれの主体による行為を一種の記号、つまりテキストと解釈し、それぞれの行為自体と行為相互間の関係、つまりテキスト性と関テキスト性を解釈することにより、バスクの地名変更という言語景観を描写しようとするのが本稿の目的である。ただし本稿では、すべての主体の行為に着目するのではなく、自治州の行為を中心に検証する。州はバスク語正常化を進める中心的主体であり、地名変更でも上位の決定権を持つ主体である。州が関与する改名行為は法体系の範囲で実践される。したがってバスク州とナバラ州の改名に関わる法体系を解釈すれば、改名に対するそれら主体の姿勢が明らかになる。州が構築する法体系と、その体系の中で実際に進行する改名の実態を描写することで明らかになるバスクの言語景観は、以下の章で論じるように、ある種の秩序があるように見えながらも、はるかに多義的で流動性に富むものである。

3. スペイン・バスク地方における基礎自治体改名の実態

改名時期別分布の地理的傾向

基礎自治体改名は、各自治体の議会で発議され、最終的に国家公法に掲載されるという定められた手続きをとるため、それぞれ審議・審査段階で改名に関する情報を確認することができる。その情報を州公報から抽出する方法があるが、今回は複数の自治州を比較する必要もあるため、なるべく共通のデータソースにより作成された情報を使用したほうがよい。そこで注目したのが、スペイン中央政府内務省作成の基礎自治体データベース (Ministerio de Administraciones Públicas 2008) である。このデータベースは、国家公報 Boletín Oficial del Estado (以下BOE) に掲載された情報に依拠しているため、情報源の共通性という点は担保されている¹。

図1はバスク州とナバラ州において改名を経験した基礎自治体の地理的分布と改名時期を示している。同図から、分布と改名時期には明らかな対応関係があるといえる。さらに注目されるのは、バスク州とナバラ州で進捗過程が大きく異なることである。

バスク州では、現時点で252存在する自治体のうち改名を経験したものは187自治体に達する(図1)。ただし、これら187自治体には、2度改名した17自治体、3度以上改名した1自治体が含まれるため、実質的な改名件数は205件となる。改名時期に着目すると、自治確立直後の早期に集中していることに特徴があり、105の自治体が1984年までに改名している。この期間内に2度改名した自治体が存在するので、改名件数は107件となる²。最初の改名が国家公報BOEに掲載された1980年以降の5年間に、現在までの改名件数の半数以上が集中していることになる。その後、改名の速度は大幅にペースダウンする。

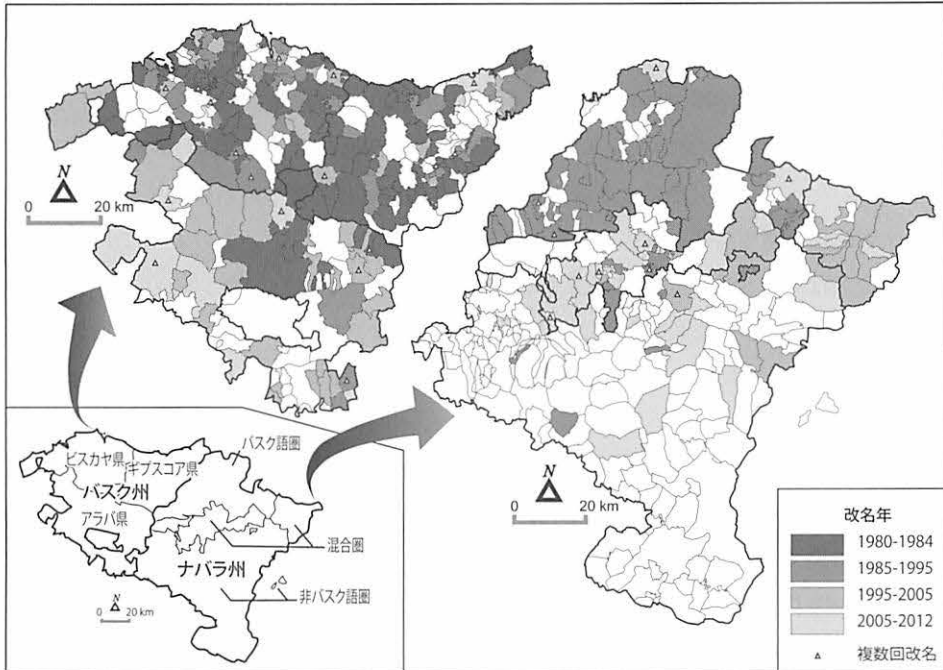


図1 バスク州とナバラ州における改名時期別の基礎自治体分布 (1980-2012年).

出典：スペイン内務省とINEの資料により作成。

1985年から1994年の10年間の改名件数は46件（44自治体）と、それ以前の5年間の半数以下にとどまった。さらに1995年から2004年の10年間の改名は43件（42自治体）、2005年から2012年9月現在までの8年間には9件（9自治体）にまで減少している。

バスク州における自治体の改名時期による地理的分布に注目した場合、1984年までの5年間の改名件数は、州北西部のビスカヤ県で52件（2度目の改名1件を含む）、州北東部のギブスコア県で46件と、州北部に集中する傾向が強くなり、州南部のアラバ県における改名はわずか10件（2度目の改名1件を含む）に過ぎなかった。それに引き続く1985年から1994年の10年間も、バスク州北部に改名が集中する傾向は変わらなかった³。しかし1995年から2005年、改名自治体の地理的分布傾向は大きく変化した。この10年間の改名件数43件自治体は先の10年間と大きな変化はないものの、州南部アラバ県における改名がこの期間に20件（2度目の改名1件含む）を記録し、ビスカヤ県の18件、ギブスコア県の5件を上回るようになった。改名自治体が州南部に集中する傾向は2005年以降も続いている。2005年以降の改名件数はわずか9件であるが、そのうち6件（2度目の改名2件を含む）をアラバ県が占めている。以上のように、1995年ごろを境に改名自治体の分布が大きく変化したのがバスク州の特徴である。

ナバラ州では272自治体のうち110がこれまで改名を経験した（図1）⁴。2度改名した自治体が9自治体存在するので、全改名件数は119件となる。これまでにナバラ州全自治体

の約3分の1が改名を経験したことになるが、バスク州で3分の2以上の自治体が改名したことと比較すると、改名の数的規模は小さい。さらに両州を比較して差が顕著なのが、改名の進捗と時期別集中度である。バスク州では1984年までの5年間の改名件数が全改名件数の半数以上を占めるのに対し、同期間におけるナバラ州の改名件数はわずか1件である。しかもこのケースは、分離により誕生した新自治体に対して新しい名称が与えられたもので、実質的には新規命名に該当し、厳密な意味での改名ではない。このようにナバラ州の自治体改名は、自治確立当初は停滞するが、この時期に引き続く1985年から1994年の10年間に63件（2度目の改名2件含む）に達する。その後1995年から2004年には19件（2度目の改名1件含む）に減少するが、2005年から2012年には35件（2度目の改名6件含む）へと増加に転じている。

ナバラ州の改名自治体分布にも、時期別に大きな特徴がみられる。ナバラ州は1県1州なので、バスク州のように基礎自治体分布の基準として県を用いることはできないが、ナバラ州が設定する3つの「社会言語圏」が分布傾向を判断する基準になりうる。3つの社会言語圏（図1のインデックスマップ参照）は、端的に定義すればナバラ州政府が1986年に公用語の運用のために設定した領域的基準である。その法的根拠や運用の具体的内容は次章で詳述するとして、簡単に解説すると、北部の「バスク語圏 *zona vascafona*」ではバスク語とカステイーリャ語の公用語としての地位が完全に保障されるが、中央の「混合圏 *zona mixta*」、南部の「非バスク語圏 *zona no vascafona*」ではバスク語の公用語としての地位が制限され、その制限は「混合圏」「非バスク語圏」の順に段階的に厳しくなる。このような社会言語圏区分を念頭に置いてナバラ州の改名自治体の時期別分布を概観しよう。ただし、1980年から1984年にかけては実質改名件数が皆無なので、考察を省略する。

1985年から1994年にかけての改名自治体の分布を図1で概観すると、県北部のバスク語圏への集中が確認できる。同期間の改名63件のうち、実に45件（2度目の改名1件含む）がバスク語圏の自治体であり、残り14件（2度目の改名1件含む）が混合圏、5件が非バスク語圏となる。その後10年ごとに、改名自治体の分布の重点は混合圏、非バスク語圏へと漸次移動する。1995年から2004年にかけて、バスク語圏における改名件数は1件に激減する。それに対して混合圏では13件の改名、非バスク語圏では6件（2度目の改名1件含む）の改名が観察された。さらに2005年から現在までには、バスク語圏では2件の改名があり、いずれも2度目の改名であった。それに対して混合圏では18件（2度目の改名4件含む）の改名が観察され、非バスク語圏では改名件数が15件にまで増加している。

こうして比較すると、バスク州とナバラ州では改名の時期的ピークと進行速度には差があるものの、改名時期別による自治体の分布が州北部から州南部へと重心が移動する点では共通している。改名重心の北部から南部への経年的移動パターンは、バスク州とナバラ州におけるバスク語話者の分布パターンと対応している。さらにこれらの南北の地理的パターンが、改名パターン別の自治体分布と一致することも興味深い。

改名パターンとその地理的傾向

自治体名称の改名は決して無秩序に進められるわけではない。改名、すなわち新しい名前を与えるという行為は、それに関与する主体が日常の中で実践する行為であり、その行為には主体の置かれた政治的、社会的、文化的コンテキストが表象する。したがって改名方法には、地域や時代により一定の法則性がある。日本における平成の大合併により出現した新自治体名も、その改名パターンに一定の法則性があるために、研究対象として取り上げられている。それを分類した村山（2009）は、新名称を地理的歴史的生産性（継承性、地理的・環境的次元の反映）、あるいは記号学的生産性（組み合わせや創造性）により分類している⁵。この分類方法をバスク地方の改名の類型に適用可能かという点、部分的には応用できるものの、完全に同じ類型を採用することはできない。なぜなら、日本とバスク地方では置かれた環境が大きく異なるためである。例えば、日本の平成の大合併の事例は日本語という単一言語の範疇で解釈可能な現象であり、それを逸脱しようとした南セントレア市のような極端な事例は、住民を中心とする世論により方向修正を求められ、日本語の範疇での改名という大原則に収束している。それに対してバスク地方の改名は、自治権復活とバスク語正常化という流れの中で進行しているため、政治的にはバスクの自治が反映され、言語的にもカステイーリャ語からバスク語への改名という2言語を交叉する改名パターンになっている。

したがってバスク州とナバラ州における改名は、カステイーリャ語とバスク語の関係から類型化することが重要になる。本来であればNafarroako goberna（2000）に示されたようにバスク語とカステイーリャ語の正書法に基づいて地名を厳格に定義したうえで改名過程を検証すべきであるが、ここでの目的が言語学的地名研究ではなく改名の地理的パターンの分析にあることから、単純な類型を採用することにした。もっとも単純な類型は、バスク語とカステイーリャ語間での移行と、両言語の組み合わせによる類型である。そこで本稿では図2と図3に示したような改名後の名称を基準とした4類型を採用した。分類に際してはバスク語アカデミーEuskaltzaindiaから出版されている地名集（Iñigo 2011）を参考にした。2度以上の改名があった場合は最終改名を図中に表記した。

こうして定義された4類型は次のとおりである。第1類型はバスク語名称への改名である。この場合の改名前の名称には、カステイーリャ語表記⁶、地域を限定する修飾詞を伴う表記⁷などがあり、これらの表記からバスク語表記への改名はすべてこの類型に含めた。さらに、バスク語表記とするためにアクセントを削除した名称⁸、バスク語正書法における音韻の齟齬を解消するために一部の文字を入れ替えた名称⁹もこの類型に含めた¹⁰。第2類型はバイリンガル名称である。バイリンガル名称とは、バスク語名称とカステイーリャ語名称を併記し、使用する言語環境により二者のうちいずれかを選択可能な名称であり、表記上は2言語で表記された別々の名称がスラッシュで分けられる¹¹。第2類型のバイリ

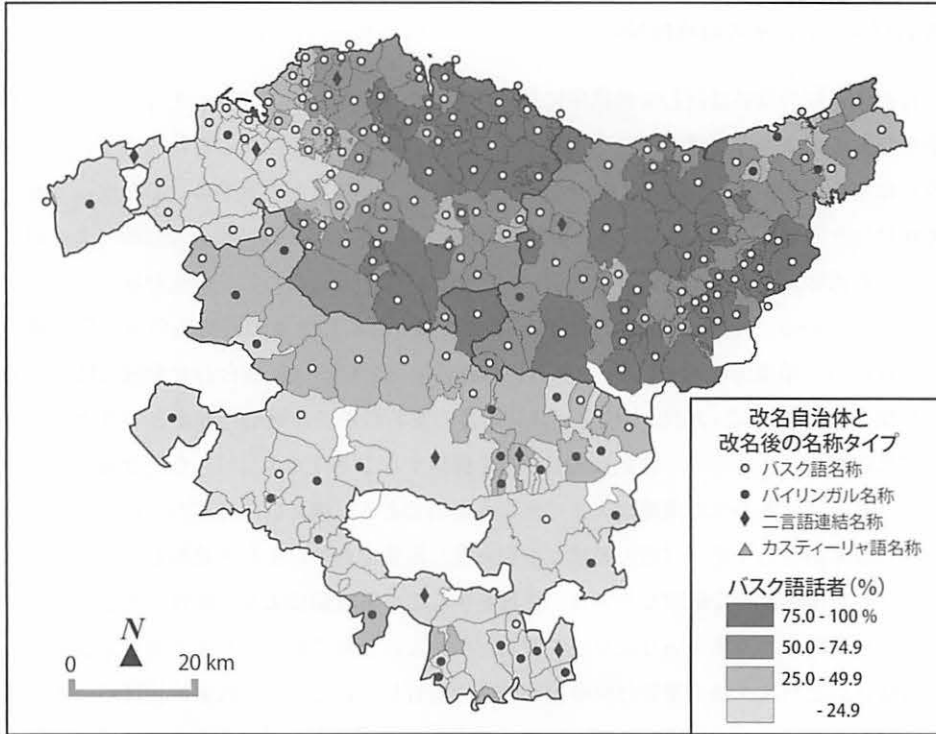


図2 バスク州における改名後の基礎自治体名称タイプとバスク語話者分布（2006年）の関係。
 出典：名称タイプは図1に準じ、バスク語話者割合はEustatによる。

ンガル名称は最近の改名で特に多く見られる。第3類型は二言語連結名称である。この類型は、バスク語表記の名称とカスティーリャ語表記の名称がハイフンにより連結されているもので、バイリンガル名称のように二者択一性は担保されておらず、全体で一つの名称として使われる¹²。この類型は初期に登場したものが多く、現在では二言語を併記する場合はバイリンガル名称を採用するのが主流となっている¹³。第4類型はカスティーリャ語名称への改名である。カスティーリャ語名称への改名は極めて稀なケースであるが、初期には音韻表記を正書法にしたがって修正されたものがごく一部で観察された¹⁴。

改名類型、バスク語話者、改名時期、これら3指標の地理的分布傾向を州別に検証すると、いくつかの法則性が観察される。図2はバスク州における改名タイプの分布をバスク語話者の分布に重ね合わせて表示しているが、両者は対応関係にあるといえる。バスク語名称への改名は州に広く分布するものの、北部に集中する傾向が強く、南部では少ない。特に最南端のアラバ県南部ではほとんど出現しなくなる。それに代わり南部で主流を占めるのはバイリンガル名称への改名である。バイリンガル名称は北部では若干の例外を除いて出現しない。二言語連結名称への改名は、その件数自体が少ないため地域的集中傾向を判読しにくいだが、全8事例のうちバスク語話者割合の低い州南部から州西部にかけて6つが分布する。バスク語名称とバイリンガル名称も、バスク語話者の分布と対応しており、バ

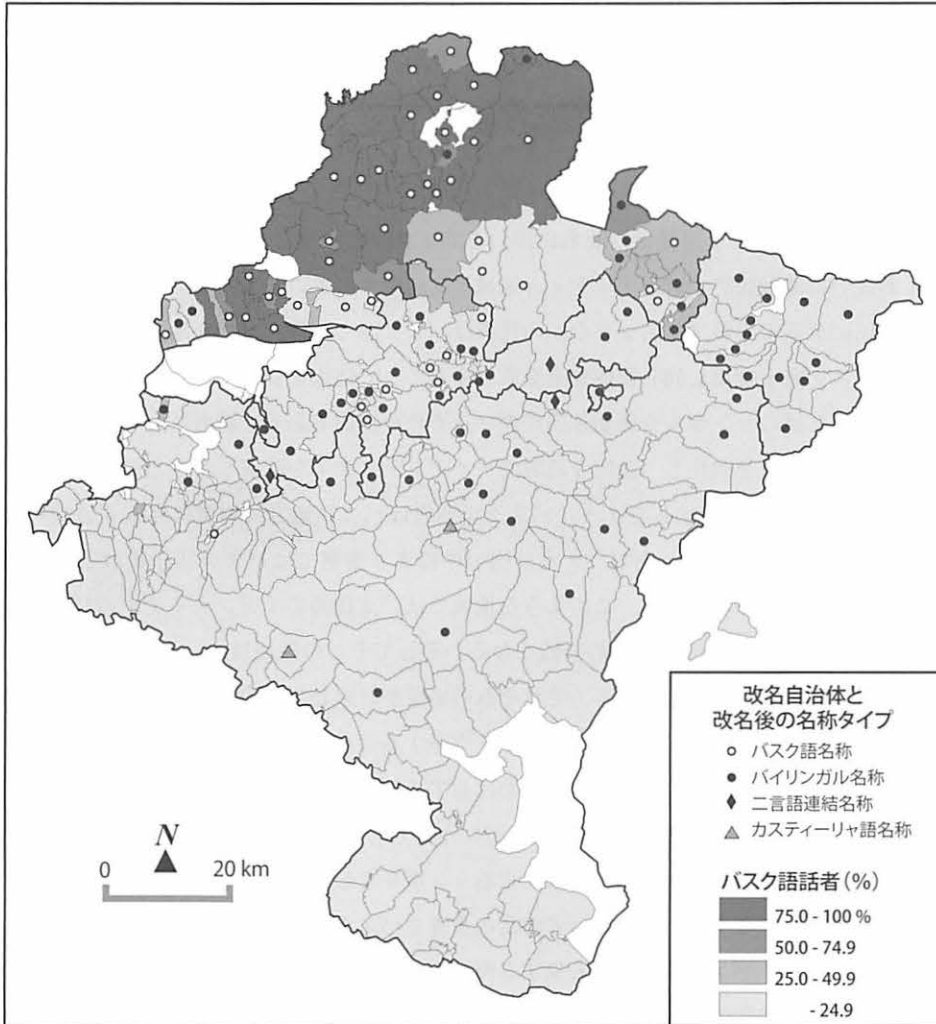


図3 ナバラ州における改名後の基礎自治体名称タイプとバスク語話者分布(2001年)の関係。出典:名称タイプは図1に準じ、バスク語話者割合はIENによる。

スク語話者の割合の高い州北西部ではバスク語名称への改名が卓越し、州西部から南部にかけての割合の低い地域ではバイリンガル名称への改名が主流になる傾向にある。

同様にナバラ州における改名類型とバスク語話者の分布を示したのが図3である。ナバラ州の場合も、バスク州と同様に、改名タイプの分布はバスク語話者割合と対応関係にある。バスク語名称への改名はバスク語話者割合の高い州北部のバスク語圏に集中し、逆に割合の低い州南部の非バスク語圏ではほとんど出現しない¹⁵。非バスク語圏で卓越するのは、バイリンガル名称への改名である。バイリンガル名称は州中央部の混合圏でも多く見られる。図1で示したように改名は北部から南部へ暫時進行しているのだから、図3と組み合わせると解釈すれば、北部で卓越するバスク語名称ほど出現時期が古く、南部で主流の

バイリンガル名称ほど改名時期が遅いことになり、この傾向もバスク州の場合と一致する。こうしてみると、ナバラ州の改名類型の分布パターンもバスク州同様、バスク語話者分布と明瞭な対応関係にあることから、両州は改名類型、改名時期、バスク語話者割合の三者について同じような空間的配置パターンを共有し、同じような時間的進行過程を経験しているといえる。

これら三者の密接な関係は、改名に関わる諸主体が拠り所とする文化的アイデンティティあるいは地域的アイデンティティの地域差に起因するといえる。バスク地方の行政体から住民に至るまでの文化的シンボルの代表はバスク語である。バスク地方の住民は、古くからバスク語を使用し同じ価値体系を共有することで結束を強めてきた。その結果バスク住民は、共通のシンボルや価値体系が囲い込まれた空間である「場所」としてのバスク地方への帰属意識を強化し、強固な地域的アイデンティティを醸成してきたのである。

ただし、図2・図3に示したようにバスク語話者はバスク地方に均質に存在するわけではなく、バスク州の西部・南部、ナバラ州の中部より南側ではバスク語話者は25%に満たない自治体が大多数である。このような地域では、文化的アイデンティティのシンボルとしてのバスク語の地位は相対的に低くなる。そしてその住民は、「バスク地方」に帰属するという意識は保ちながらも、それぞれの場所が経験した歴史や政治的環境により醸成されるハイブリッドなアイデンティティを生産するようになる。

バスク地方周縁部のボーダーランドにおけるアイデンティティに特徴的なハイブリッド性の程度は、Hendry (1997) や石井 (2007) が詳しく論じているように、住民にとってのエスニシティのシンボル、あるいは文化的シンボルとしての言語への関与の度合いにより異なる。したがって、バスク語話者密度の希薄なバスク地方西部や南部では、住民のハイブリッドなアイデンティティが表象する両義性のある名称、すなわちバイリンガル名称への改名は、地域住民にとって受容しやすい改名法であったのである。ただし、バイリンガル地名はバスク地方で改名が進行した当初から存在した訳ではなく、その当時はバスク語名称あるいは二言語連結名称への改名という解決策しか存在しなかった。したがって、その方法を採用できる社会言語学的環境にあったバスク州北東部とナバラ州北部では初期の段階で改名が進行したのに対し、バスク語名称を容易に受け入れることができなかった両州南部では初期の改名事例はほとんどなく、バイリンガル名称が登場した1990年ごろから徐々に改名が進行したのである。

こうして概観すると、バスク地方の自治体改名は文化唯物論的に解釈可能であるような印象を与えるが、はたしてそうなのだろうか。そうであるならバスク州とナバラ州ではバスク語話者割合に応じて改名が進行するはずであるが、両州の改名進行時期の大きな差はそれによっても説明不可能である。その疑問は、改名という行為を州・自治体・住民ら改名に関わる諸主体による政治的实践として解釈してはじめて説明可能になる。以下の章では、諸主体がどのような手続きで改名行為に関与し、その手続きを正当化するための諸制

度を構築してきたか、州別に検証し、改名により生産される空間の政治性を浮き彫りにすることを試みる。

4. バスク州の改名とナショナリズムの高揚

バスク州やナバラ州で基礎自治体改名が進行する契機となったのは、1970年代後半にスペイン国内で進行した地方分権化である。1975年11月20日のフランコ総帥死去後、スペイン国内では民主化と並行して中央集権国家体制から地方分権体制への移行が進行した。そして1978年12月29日に発布された新憲法には、地方自治権が明記されるに至った。これを受けて各州は、同憲法に明記された手続きを踏襲しつつ自治権獲得の手続きを進めた。ただし、その方法には2種類があった。一つが151条を適用する方法で、それにより得られる自治の権限は大きいが、発議に住民投票の過半数の賛成を得なければならないなど、自治実現のための厳しい条件が課された。もう一つが143条による方法で、それにより得られる自治権は151条適用に比べ制限されるが、県や基礎自治体の3分の2の賛成で発議できるなど、自治実現までのハードルは151条適用時に比べはるかに低かった。暫定的に成立した当時のバスク最高評議会は、151条の適用を目指して自治憲章の策定作業を進めた。その結果、1979年12月8日の「バスク自治憲章（ゲルニカ憲章）」が制定され、バスク州には広範な自治権が保障されることになった¹⁶。

バスク州の自治体改名の法的根拠の最上位にあるのが、ゲルニカ憲章である。次に示す同憲章6条1項が公用語規定で、カスティーリャ語とバスク語が対等の公用語としての地位を有することを州全域において保障している。

ゲルニカ憲章第6条

1. El euskera, lengua propia del Pueblo Vasco, tendrá, como el castellano, carácter de lengua oficial en Euskadi, y todos sus habitantes tienen el derecho a conocer y usar ambas lenguas.

バスク語は、バスク市民の固有の言語であり、カスティーリャ語と同様にバスクの公用語であり、すべての住民は両言語を知り使う権利を有する。

この条文が自治体の公式名称にバスク語を使用する法的根拠となり、それ以降バスク語名称への改名が進行することとなる。バスク州では、憲章制定すなわち自治権確立とほぼ同時に基礎自治体改名が開始され、しかも最も初期の1984年までの段階に、これまでの改名件数の半数以上が集中している（図1参照）。国家公報BOEに記載された最初の改名は、1981年1月1日のValle de AchondoからAtxondo（ビスカヤ県）への改名であった。しかし実際には、さらに早い時期から改名作業が進行していた事実が州公報からわかる。

基礎自治体議会で議決された最初の改名はギブスコア県の Villareal de Urretxua のケースであり、1979年6月15日の州公報に Urretxu への改名が記載されている¹⁷。ただし「州公報」と呼ぶのは正確ではなく、その当時はゲルニカ憲章が承認される半年前であり、州の自治権すら確立していない時期なので、「バスク最高評議会公報」と呼ぶのが正確である。それを返せば、バスク州では自治が確立される以前からバスク語名称へ改名しようとする動きが活発であったといえることができる。

ただしその当時の改名は、石井（2011b）にあるように、具体的な改名手続きに関わる法令の整備が1983年と遅れたために、3つの国家法に依拠せざるを得なかった。その一つが1978年8月25日制定の勅令 Real Decreto 2488/1978号（国家からバスク最高評議会への内政など各種権限移譲に関する勅令）であるが、同勅令は改名の具体的手続きを明記していなかったため、具体的改名手続きは1950年代に国家中央政府が制定した「地方自治法 Ley de administraciones locales（1950年、1955年一部改正）第22条」と「行政区画に関する政令（1952年）第34条」をよりどころに進められた。そこに記載された手続きは、自治体による発議から改名の行政審判が開始され、自治体の所属する所轄県の報告書が国家内閣に上程され、最終的に閣議の容認によって改名が決定するという手順になっていた。つまり改名の最終決定権は中央国家にあった。

バスク州における自治体改名の具体的手続きを明記した法律が登場するのは1982年から1983年にかけてのことである。制定過程は、バスク語の公用語としての法的根拠を詳細に規定した法律の制定とワンセットで進行した。最初に制定されたのが、1982年11月24日に制定の州法10/1982号「バスク語使用正常化基本法 Ley 10/1982, de 24 de noviembre. Básica de Normalización del Uso del Euskera」である。同法は、公用語としてのバスク語の具体的運用を明記した法律であり、その第10条1項で基礎自治体名称について言及している。

Artículo 10

1. La nomenclatura oficial de los territorios, municipios, entidades de población, accidentes geográficos, vías urbanas y, en general, los topónimos de la Comunidad Autónoma Vasca, será establecida por el Gobierno, los Órganos Forales de los Territorios Históricos o las Corporaciones Locales en el ámbito de sus respectivas competencias, respetando en todo caso la originalidad euskaldun, romance o castellana con la grafía académica propia de cada lengua.

県、基礎自治体、集落、地理的事象、道路など、バスク州の地名の公式用語は、すべての場合においてバスク語、ロマンス語あるいはカステイリーヤ語それぞれの言語固有の学術的表記の起源を尊重して、政府、県、地方自治体によりそれぞれの権限の範囲において定められる。

En caso de conflicto entre las Corporaciones Locales y el Gobierno Vasco sobre las nomenclaturas oficiales reseñadas en el párrafo anterior, el Gobierno Vasco resolverá, previa consulta a la Real Academia de la Lengua Vasca.

地方自治体とバスク政府の間で前述の公式用語に見解の相違がある場合には、バスク語アカデミーに事前に諮問したうえでバスク政府が解決する。

同法の重要性は次の3点にある。第一に、基礎自治体改名の権限が州レベル以下にあることを明記し、それまで中央国家にあった最終決定権を州以下の自治の範疇に収めている点である。これにより基礎自治体改名をめぐる行政手続きは州内で完結することが可能になり、改名の自治が達成されたことになる。第二の重要性は、同法に改名が言及されることで、改名手続きがバスク語正常化の文脈に位置づけられたという点である。そして第三の重要性は、改名手続きの諮問機関としてバスク語アカデミーを指名している点にある。同アカデミーは1919年設立の学術機関で、バスク語の文法や正書法についての研究に従事し、バスク語地名集の作成も重要な任務である。同アカデミーの活動の根本原則はバスク語正書法の厳守にあるため、改名手続に同機関が組み込まれたことは、改名が「正統な」バスク語への回帰の文脈に位置づけられたことを意味する。それと同時に、行政機関以外の組織が改名に関与するようになったという点で、関与主体の多元化という観点からも重要である。

ただし同法は改名の具体的手続きを明記していない。それを詳細に規定したのは1983年12月12日制定の州令271/1983号「バスク州の基礎自治体名称変更のための手続きを規定した州令 Decreto 271/1983, de 12 de diciembre, por el que se determina el procedimiento para el cambio de nombre de los Municipios del País Vasco (以下、改名法)」である。改名法は4つの条文により構成され、自治体による発議後、県とバスク語アカデミーに報告書が上程され、問題無い場合は州議会の審議を経て改名が承認される、という一連の改名手続きを規定している。改名法で重要なのは、条文もさることながらその前文であろう。前文は次のようにはじまっている。

El reconocimiento del euskara como el signo más visible y objetivo de identidad de nuestra Comunidad debe impregnar todas las estructuras de su organización y singularmente las que conforman su Administración territorial.

バスク語がわが自治州のアイデンティティの最も可視的にして客観的シンボルであるとする認識は、その組織、特に地方自治をつかさどる全機構にいきわたらなければならない。

これに続いて、「この目的の達成は、バスク語使用正常化基本法10条による」として、

前述の10条の条文が引用されている。この前文の冒頭からも明らかなように、バスク州における基礎自治体改名はバスク語正常化の文脈に完全に組み込まれた行為として位置付けられている。

これらの法体系の整備と同時に、改名を支援するための行政組織の整備も進行した。バスク州には改名に関与する行政組織が2つ存在する。一つがバスク語評議会（El Consejo Asesor del Euskera）である。同評議会は1982年のバスク語使用正常化法29条の規定により州文化省所轄下に創設された独立行政機関で、バスク語正常化に関わる公的・私的組織の調整を担う。もう一つが1987年創設の言語政策局（Viceconsejería de Política Lingüística）で、大統領府直属のもと改名をはじめとする言語政策全般を担当している¹⁸。

この段階で現在に至る法体系と組織の整備は完了する。しかし、改名法が制定される1983年12月以前の改名件数が90件に達し、現在までの改名件数の半数弱が改名法制定以前の短期間に集中していることから、法整備が遅れたことは事実である。このことは、バスク州において自治確立前後の時期、バスク・ナショナリズムがいかに高揚していたかをうかがわせる。そして高揚したナショナリズムは、州、自治体、住民ら様々な主体次元で共有され、彼らの政治的行為として改名に反映されたのである。

ただしナショナリズム高揚が地理的に一様な現象だったかといえばそうではない。初期の改名は、図1に示したように、バスク語話者密度の低い州西部と南部では進行しなかった。したがって当時の改名は、高揚したバスク・ナショナリズムと、ナショナリズムのシンボリック的存在であるバスク語の存在の影響を強く受けたといえる。そのため、バスク語話者密度の高い自治体の改名が一巡した1985年以降は、前章で概観したように改名する自治体の数は減少している。

停滞していた州南部で改名が進行するようになったのは1995年以降で、それはちょうどバイリンガル名称への改名が登場した時期に当たる。バイリンガル名称で国家公報BOEに最初に記載されたのはValle de AranaからHarana/Valle de Aranaへの改名（1996年4月17日、アラバ県）のケースであった¹⁹。この改名方法は、導入当初の混乱はあったものの、その後はバスク語話者密度の低い州南部や西部で主流の改名方法となった。

こうしてみると、バスク自治州の場合、1980年代の前半には改名の法体系が整備され、1980年代後半までには改名支援のための行政組織も整備されている。制度的支援体制の確立は早期に進行したが、住民や自治体レベルのバスク・ナショナリズムはそれに先行するほどの勢いであったといえる。

5. ナバラ州の改名にみる言語空間とナショナリズムの多義性

法体系と改名推進組織の整備

3章で概観したように、ナバラ州の基礎自治体改名の進行はバスク州と比較して相対的に遅れて進行した。その原因は、その法体系の整備が遅れたことにある。ナバラ州で自治体の改名を規定した法令が制定されたのは、バスク州に遅れること約8年後の1991年のことである。そもそもナバラ州の場合、自治憲章に相当する州最高法規の制定も、バスク語の公的地位を定めた法令の制定も、バスク州と比較すると遅れて進行している。自治体改名に係る法令は、これら上位法の整備を待たなければならなかったために、その制定が遅れたともいえるが、これらの法体系の制定過程と改名の組織化の過程を検証することは、ナバラの言語景観がバスクのそれと異なるといかに異なるかを理解するための鍵となる。以下、最高法規から制定順にバスク語の公的地位と改名に関わる諸法とその条文を検証する。

ナバラ州の最高法規は「ナバラの地方特権体制の再統合と改善に関する組織法 Ley Orgánica 13/1982, de 10 de agosto, de Reintegración y Amejoramiento del Régimen Foral de Navarra (以下「ナバラ組織法」)である。ナバラ組織法が制定されたのは1982年8月10日であり、バスク州のゲルニカ憲章の制定から約3年遅れている。ナバラ組織法の9条に次のような公用語規定がある。

Artículo 9

1. El castellano es la lengua oficial de Navarra.

カスティーリャ語はナバラの公用語である。

2. El vascuence tendrá también carácter de lengua oficial en las zonas vascoparlantes de Navarra.

バスク語もナバラのバスク語圏において公用語としての性格を持ちうる。

Una ley foral determinará dichas zonas, regulará el uso oficial del vascuence y, en el marco de la legislación general del Estado, ordenará la enseñanza de esta lengua.

州法で言語圏を定め、バスク語の公的使用を規定し、国家法の範囲で同言語の教育を整備する。

この条文の特徴は、バスク語の公用語としての地位を制限していることにある。まず1項でカスティーリャ語がナバラ全域で公用語である旨を明示したうえで、2項ではバスク語の公用語としての地位を保障する地理的範囲を「バスク語圏」に限定している。地名や自治体名称に関わる記述は、組織法全体を見回してもまったくない。自治体名称に関する規定は、バスク語の公用語としての運用と「バスク語圏」などの社会言語圏に言及する法

律の出現まで待たなければならなかった。

公用語の具体的運用を規定した法規は、組織法成立から4年後の1986年12月15日に制定された州法18/1986号バスク語法Ley Foral 18/1986, de 15 de diciembre, del Vascuence（以下バスク語法）である。同法はその5条1項で、3章と図1に示した3つの社会言語圏に含まれる基礎自治体を指定し、ナバラ州の公用語空間構造を規定している。自治体の公式名称に関する規定は、その8条に登場する。具体的記述は以下のとおりである。

Artículo 8

1. Los topónimos de la Comunidad Foral, tendrán denominación oficial en castellano y en vascuence, de conformidad con las siguientes normas:

ナバラ州の地名はカスティーリャ語とバスク語の公式名称を持ちうるが、以下の基準による：

a) En la zona vascófona, la denominación oficial será en vascuence, salvo que exista denominación distinta en castellano, en cuyo caso se utilizarán ambas.

バスク語圏では、公式名称はバスク語であるが、カスティーリャ語で異なる名称が存在する場合は、両者を用いる。

b) En las zonas mixta y no vascófona, la denominación oficial será la actualmente existente, salvo que, para las expresadas en castellano, exista una denominación distinta, originaria y tradicional en vascuence, en cuyo caso se utilizarán ambas.

混合圏と非バスク語圏では、公式名称は既存のものとするが、カスティーリャ語で表記されたものと、バスク語で異なる古くからの伝統的な名称が存在する場合は、両者を用いる。

2. El Gobierno de Navarra, previo informe de la Real Academia de la Lengua Vasca, determinará, de conformidad con lo previsto en el apartado primero de este artículo, los topónimos de la Comunidad Foral, así como los nombres oficiales de los territorios, los núcleos de población y las vías interurbanas, y deberá dar cuenta de ello al Parlamento. …

ナバラ政府は、バスク語アカデミーの事前の報告により、本条1項にしたがい、集落、道路などの公式名称を決定し、議会に上程する。…

以上のようにバスク語法は、名称に使用できる言語を社会言語圏により差別化している。バスク語圏ではバスク語あるいは両言語による名称、混合圏と非バスク語圏では既存名称（実質的にカスティーリャ語名称）あるいは両言語名称の可能性を与えているが、バ

スク語圏ではカスティーリャ語単独表記の名称の可能性は保障しておらず、同様に混合圏と非バスク語圏でのバスク語単独表記名称は保障していない。バスク語圏で1985年から1994年の間にバスク語名称への変更が進行したのは、8条1項規定が影響している。もう一つのナバラ州の特徴として、基礎自治体改名の議案は州議会において法律並みの拘束力を持つ政令Decreto Foralとして審議するシステムを採用していることがあげられ、複数自治体の改名を一括して審議するのが慣例となっている²⁰。バスク語圏の基礎自治体の改名は、バスク語アカデミーによる地名集作成が一定段階に達した1989年に州議会で一括して審議され、1989年1月19日の州令16/1989 (Decreto Foral 16/1989) により40件の改名が承認されている。図1と図3に示すようにこの時期の改名がバスク語圏に集中し、その大部分がバスク語名称だった理由は、ナバラ州の基礎自治体改名の法体系によるものだったのである。

バスク語法8条1項は、バスク語とカスティーリャ語の両方の名称を使用する可能性を与えていた。したがって1989年にバスク語圏の40自治体が一括改名された際も、その中の9件がバイリンガル名称への改名であった。そしてその直後の1990年7月2日に、基礎自治体名称の改名手続きの詳細を規定した州法6/1990号ナバラ地方自治法Ley Foral 6/1990 de la Administración Local de Navarraが制定され、その21条から23条、および25条において一連の手続きが規定されている。具体的には、自治体議会で改名を発議後に、ナバラ州議会の承認を受け、ナバラ州公報に掲載される。

バイリンガル名称の可能性が1986年に提示され、実際の名称が1989年に登場し、さらに改名手続きを規定した州令が1990年に制定されたことで、混合圏や非バスク語圏の基礎自治体名称のバイリンガル化も容易に進むと思われた。実際に混合圏にある州都パンプローナPamplonaがPamplona/Iruñaに改名されたのは1991年1月9日(州令338/1990)のことであり、その後、改名の地理的重心は混合圏と非バスク語圏に移った。しかし改名件数は3章で説明したように1995年から2004年にかけて思うように伸びなかった。これは混合圏や非バスク語圏におけるバスク語話者密度が低く、バスク語をシンボルとするコミュニティへの帰属意識が自治体やその住民の間で薄いことも影響したといえる。しかし同時に、ナバラ州政府自体がバスク語正常化政策に消極的であったことも重要な要因である。州政府がどのようなイデオロギーに立脚して消極的態度をとるかは後述するが、この結果、混合圏や非バスク語圏では既存名称からの改名が遅々として進まなかった。

この停滞傾向も2005年以降は変化し、バスク語圏と非バスク語圏における改名件数も先の10年間と比較して倍増する。そして2005年以降の35件中28件は、2009年以降に集中している。これはバスク語評議院Euskarabideaによる啓蒙活動によるところが大きい。バスク語評議院は2007年にナバラ教育省から独立した機関で、行政や住民のバスク語使用を推進することを目的としており、ナバラ州における地名のバスク語化の推進も重要な役割である。そもそもナバラ州で改名が進行しなかった原因は、それぞれの基礎自治体が

改名の行政手続きを熟知していなかったことにあった。そこでバスク語評議院は基礎自治体に対し、改名に関わる法令と改名の具体的手続きを紹介するキャンペーン活動を2008年ごろから展開した。その結果、混合圏や非バスク語圏で伝統的バスク語地名を有する基礎自治体のバイリンガル名称への改名が進行したのである。

このようにナバラ州にもバスク語名称やバイリンガル名称への改名に積極的な主体は存在する。しかし前述したように、ナバラ州政府のバスク語正常化に消極的な姿勢は、自治州成立当初から今日まで、強弱の差こそあれ継続している。自治体や住民の基礎自治体名称改名に対する意識も、バスク州と異なる。そのような態度や意識が、ナバラ州における改名がバスク州とは進行時期と地理的展開において差がある原因になっている。

ナバラ州とバスク州のナショナリズム

ナバラ州における改名がバスク州と比較してゆっくりと進行した遠因は、その自治の形態の特殊性にある。前述のように、バスク州は自治権獲得に際し、カタルーニャ州、ガリシア州、アンダルシア州とともに、憲法第151条規定、いわゆる大きな自治権の獲得を選択した。それら以外でナバラ州を除くすべての州が143条規定いわゆる小さな自治権を選択したのに対し、ナバラ州は唯一いずれも選択せず独自の道を歩んだ。そもそもナバラ組織法の条文には、「自治憲章Estatuto de Autonomía」という法規名は登場せず、それに代わって「再統合reintegración」や「改善mejoramiento」という文言が登場する。これは古来より存在した自治権を取り戻すような印象を与えるが、実際にナバラは古くからの自治権を継承し続けているのである。

この考えの根底にあるのが、ナバラ州は1521年まで独立した王国として存在したナバラ王国の流れを継承しているという自覚である。11世紀から13世紀にかけて、バスク州の前身となるビスカヤ、ギブスコア、アラバの各領主国は、カスティーリャ王国に次々に併合されていったが、9世紀ごろに現在のナバラ州付近に興ったナバラ王国だけは16世紀初めまで独立を貫いた。

ナバラ王国は1521年にカスティーリャに併合されたが、カスティーリャ王は旧ナバラ王国をはじめビスカヤ、ギブスコア、アラバに対し地方特権（フエロス）を付与し、独自の議会を運営することを許し、立法権や財政権を与えると同時に、フランス国境の辺境防衛をゆだねた。スペイン継承戦争（1700～14年）時にブルボン王朝側のフェリペ5世を支持したナバラやバスク諸地方は、その後のブルボン王朝支配下での中央集権体制強化にもかかわらずフエロスを維持することが可能であったが、アラゴン連合王国は反対派を支持したためにフエロスを撤廃された。こうして現在のバスク地方を構成する諸県は、フエロスの特権のもとに、19世紀まで独自の議会制度や税制を温存することが許され、ゆるやかな自治を維持した。

転機は19世紀に訪れる。ナバラとバスク諸地域は第一次カルリスタ戦争時（1833-40）

にカルリスタの拠点になったが、カルリスタが敗北した結果、1839年にナバラとバスクのフエロスが大幅に制限された。しかしナバラは1841年に中央政府との間に「フエロス修正法Ley de Modificación de Fueros」を締結することで、独自の行政権を確保した。この状態は、第3次カルリスタ戦争終結時の1871年にバスク諸地方のフエロスが完全に撤廃されて以降も続き、法的には1982年の組織法制定時まで続いた。したがってナバラにとっての1982年の組織法制定は、自治の確立ではなく、中央政府との関係改善による自治の向上という認識なのである。

こうして自治権を維持し続けたナバラは、他のバスク3県とは独自の自治の道を歩むようになる。第二共和政下の1932年、当時のナバラ県を含むバスク地方の4県は、自治憲章案を共和国政府に提出することを試みるが、ナバラは提出前に脱退したため、最終的に自治憲章はアラバ、ギプスコア、ビスカヤの3県のみ適用されるようになった。バスク語を含むバスク的なものに対してナバラが距離を置くようになったのは、ちょうどこのころからだとされている(Fernández 1990, 258)。ナバラとバスク諸県は、1978年憲法と同年の地方自治法により自治州として再統合することが可能になった際にも、ナバラは独自の自治の道を歩んだ²¹。このようにナバラ州には、バスクとは独立した自治意識が存在し、それはバスク・ナショナリズムとは一線を画するイデオロギーにより裏づけられている。そのイデオロギーは「ナバラ主義」と称されるが、そこにはスペインとの一体性を重視する流れ、フエロス体制の復活に重点を置く流れ、あるいはカルロス主義を重視する流れなど、様々な主義主張が含まれている。ただし共通するのは、バスク・ナショナリズムと一定の距離を保つ姿勢と、バスク語をはじめとするバスク的なものに不寛容な態度、この2点である。

このように同じバスク地方といえども、法体系をつかさどる上位の自治体が異なり、それらの歩んできた歴史が異なれば、バスク語という文化的アイデンティティの諸主体における位置づけにも差が生じる。その結果、改名と言語の両者に関わる制度にも差が生じ、バスク州とナバラ州の間では本論で論じてきたような改名の時間的・空間的違いが生じるのである。

6. おわりに

こうして概観してみると改名という行為は、本来のところ基礎自治体の指導者や住民による政治的实践ではあるが、その上位の地理的次元(州や県など)で共有されるアイデンティティやイデオロギーの表象としての一面も備えていることが理解できる。バスク地方全体では、バスク語話者密度に対応して改名に一定の法則が生まれるが、それはバスク地方総体としての住民のアイデンティティの表象である。しかしバスク地方を構成する州や県がこれまでに経験してきた歴史は、改名に対する諸主体の意識の地理的変異を増幅す

る。その結果、本論で論じてきたように州レベルで構築される改名の制度的枠組みにも違いが生じるのである。

バスク州とナバラ州が、諸主体を巻き込んで改名を進めるさまは、あたかも地名を自ら生産し修正する有機体であるかのようで興味深い。ただし、両州を内包するバスク地方も、意識を持った空間のように改名に一定の秩序を与えている点も興味深い。今回はバスク地方や両州という上位の地理的次元に注目したが、改名の個々の事例を観察すると、上位の次元の法則から逸脱しようとする例がいくつかあり、そこに関与する主体間の駆け引きが大変興味深い。それらローカルな事例が逸脱して収束する範疇には、今回論じてきたバスク地方や州が構築してきた改名の制度が影響する。今後はそれらの事例を掘り下げ、改名という行為により生産される言語景観の全体像を描写することを試みてみたい。

・本稿の執筆にあたり、平成24年度科学研究費補助金基盤研究(C)(研究代表者：石井久生、課題番号：24520898)の一部を使用した。現地調査に際して、バスク語アカデミーのAndres Iñigo Ariztegi氏とMikel Gorrotxategi Nieto氏、ナバラ州バスク語評議院のJulen Calvo Jiménez氏をはじめとする関係者には、貴重なコメントといただいたうえに、多数の資料の提供を賜った。ここに記して御礼申し上げます。

〈注〉

- 1 ただし同データベースは、2007年の情報までしかカバーしていない。そのため、2008年以降の情報は国家統計局INEがweb上で公開しているデータベースを参照した(http://www.ine.es/inebmenu/mnu_clasifica.htm)。
- 2 これらうちビスカヤ県の1件は、1982年12月30日にビルバオから分離した新自治体名称Sondicaが公報され、その1日後の同年12月31日にバスク語正書法上の誤記を修正するためSondicaからSondikaへの改名が公報されたものである。アラバ県の1件も初回の改名の正書法上の誤りを修正するものであった。具体的には、初回改名(1981年1月1日)でZalduendo de ÁlavaからZalduendoへと”de”以下の地域を限定する修飾詞が削除され、一見したところバスク語名称に改名されたようではあるが、2度目の改名(1984年10月18日)でZalduendoからZalduondoへとバスク語正書法上の修正が加えられたという事例である。
- 3 同期間の改名件数は、ビスカヤ県22件(2度目の改名2件含む)、ギブスコア県15件(2度目の改名2件含む)、アラバ県が5件(2度目の改名1件含む)であった。
- 4 そのうち2度改名したものが9自治体あり、したがって合計改名回数は119回となる。
- 5 具体的には、「継承、郡名、広域地名、自然地名、合成地名、創作地名、その他」の7類型に分類している(村山2009)。これらは、従来の地名研究でも頻繁に採用される分類法である。
- 6 Yanciがバスク語地名のIgantziに改名された例などがこれに該当する。
- 7 Santa María de LezamaからLezamaへの改名例などがこれに該当する。1920年代にスペイン中央政府は、スペイン国内に存在する同じあるいは類似の自治体名称を差別化するため、それらの自治体名に場所の修飾詞を付加した。それが現在でも多く残っている。
- 8 BerrizからBerrizへの改名、EibarからEibarへの改名のように、バスク語正書法には存在しないアクセント表記を削除しただけの改名が多数みられる。
- 9 CegamaからZegama、DevaからDeba、BaquioからBakio、ZumayaからZumaiaへの改名のように、一部のアルファベットをバスク語の音韻表記にあわせた改名が最も多い。

- 10 これら以外にも、特殊な組み合わせではあるが表記がバスク語へ改名された場合はすべてこの類型に含めた。例えば、MaestuからArraia-Maestuへの改名のように旧地名がバスク語表記に改名されたうえで別のバスク語表記が加えられた場合、Guernica y LunoからGernika-Lumoへの改名のように旧地名の一部アルファベットが入れ替えられ、カステイーリャ語の接続詞“y”から記号のハイフンへと改名されている場合などである。
- 11 Donostia/San Sebastiánのように明らかに異なる両言語を併記した名称もあるが、一方でMoreda de Álava/Moreda Arabaのように表記の一部改名やカステイーリャ語接続詞を削除した名称を併記する場合もある。本稿では、このように組み合わせ方法が異なる名称であっても、スラッシュで区切られて二者択一性が保障された名称は、すべてバイリンガル名称と定義した。
- 12 バスク州の州都VitoriaからVitoria-Gasteizへの改名はこの典型である。ただし、Gámiz-FicaからGamiz-Fikaへの改名、Arrazúa-UbarrundiaからArrazua-Ubarrundiaのように、カステイーリャ語表記同士の連結名称、あるいはカステイーリャ語とバスク語の連結名称から、アルファベット入れ替えやアクセント削除により、バスク語表記同士の連結に改名された場合は、第1類型のバスク語名称への改名と解釈した。
- 13 この流れを象徴するのが2012年8月7日のギブスコア県の県庁都市Donostia-San SebastiánからDonostia/San Sebastiánへの改名である。そもそも1982年12月31日にカステイーリャ語名称San Sebastiánから二言語連結名称Donostia-San Sebastiánへ改名されたものを、今回はバイリンガル名称へと再改名した。
- 14 今回の分類では3件のみとなっている。バスク州におけるValdegoviaからValdegoviaへの改名(1982年12月31日、後の2006年11月23日にバイリンガル名称Valdegovia/Gaubeaへ再改名)、ナバラ州におけるCarcarからCárcarへの改名(1986年12月9日)とGarinoainからGarinoain(1986年12月9日)への改名で、いずれもバスク語話者がほぼ存在しない自治体の名称にカステイーリャ語正書法に従ってアクセントが加えられたケースである。
- 15 非バスク語圏ではバスク語名称への改名は、Barbarínのアクセントを削除しBarbarinへ改名した1件のみである。
- 16 他に151条適用州となったのは、ガリシア州、カタルーニャ州とアンダルシア州であった。そもそも151条は、自治運動の盛んであったガリシア、カタルーニャ、バスクの自治を念頭に定められた条項であった。
- 17 ただしUretxuaへの改名が国家公報に記載されるのは、1982年12月31日のことであり、両公報に記載された時期には2年半ほどのひらきがある。当時の国家中央政府の混乱ぶりがうかがえるケースである。
- 18 2007年以前は、Secretaría General de Política Lingüísticaの組織名称が充てられていた。
- 19 国家公報に記載されたものはこのケースが最初であるが、バスク州公報に最初に掲載されたのは1994年5月12日付公報にあったアラバ県のサルバティエラSalvatierraからSalvatierra/Agurainへの変更であった。ただし国家公報に掲載されたのは2002年1月2日のことであり、州公報による住民への通知1か月以内の公報期間内に住民から意見が寄せられ、その解決に8年近い時間を要した。サルバティエラはアラバ県東部に位置し、19世紀半ばにはすでにバスク語が使用されなくなっていたとされる(Otsoa de Alda and Breñas 2002)。バイリンガルな地名とはいえ、1世紀以上にわたりバスク語が使用されてこなかった地域に導入するには、様々な主体からの抵抗があったことであろう。
- 20 それに対してバスク州では、基礎自治体改名の議題を条例Reglamentoとして審議している。
- 21 ただし、1978年憲法、ゲルニカ憲章、ナバラ組織法のいずれにも、バスク州とナバラ州の再統合の可能性は保証されている。

〈参考文献〉

- Azaryahu, M. and A. Golan (2001): (Re) naming the Landscape: The Formation of the Hebrew Map of Israel 1949–1960. *Journal of Historical Geography* 27, 178–95.
- Berg L. and J. Vuolteenaho (2009): *Critical Toponymies: Contested Politics of Place Naming*. Ashgate.
- Cohen, S.B. and N. Kliot (1992): Place-Names in Israel's Ideological Struggle over the Administered Territories. *Annals of Association of American Geographers* 82: 653-680.
- Fernández, S. (1990) : La ideología social y política de Raimundo García «Garcilaso» (1903-1929). *Príncipe de Viana LI* 189, 211-261.
- Iñigo, A. coord. (2011): *Euskal Herriko udalen izendegia*. Euskaltzaindia.
- Hendry, B. (1997): Constructing Linguistic and Ethnic Boundaries in a Basque Borderland: Negotiating Identity in Rioja Alavesa, Spain. *Language Problems & Language Planning* 21 (3): 216-233.
- Ministerio de Administraciones Públicas (2008): *Variaciones de los municipios de España desde 1842*. Ministerio de Administraciones Públicas. Secretaria General Técnica.
- Nafarroako goberna (2000): *Nafarroako toponimia: Hizkuntz normalizaziorako irizpideak eta herrien izendegia*. Nafarroako Gobernua.
- Otsoa de Alda, Jabi and E. Breñas (2002): *Antecedentes del euskera en Alava*. Vitoria-Gasteiz: Geu-Gasteiz Euskalduna.
- Rose-Redwood, R., D. Alderman and M. Azaryahu (2010) : Geographies of Toponymic Inscription: New Directions in Critical Place-name Studies. *Progress in Human Geography*, 34 (4): 453-70.
- Rose-Redwood, R. and D. Alderman (2011): Critical Interventions in Political Toponymy. *ACME: An International E-Journal for Critical Geographies*, 2011, 10 (1), 1-6.
(<http://www.acme-journal.org/vol10/RoseRedwoodAlderman2011.pdf>, last accessed 26 July, 2012)
- Yeoh, B. (1996) : Street-naming and Nation-building: Toponymic Inscriptions of Nationhood in Singapore. *Area* 28, 298-307.
- 石井久生 (2003) : バスク州におけるバスク語人口の地域的動態とその諸要因. 地学雑誌 112 (1) : 73-94.
- 石井久生 (2007) : 境界地域における地域の制度化とバスク語話者——エリオシャ・アラバラ郡の事例. 共立国際文化 24: 31-56.
- 石井久生 (2011a) : エスニック集団の言語景観. 山下清海編『現代のエスニック社会を探る——理論からフィールドへ』学文社, 20-29.
- 石井久生 (2011b) : バスク州にみるボーダーランドの言語景観——基礎自治体名称バスク語化の事例から. 山下清海編『現代のエスニック社会を探る——理論からフィールドへ』学文社, 147-67.
- 村山健一 (2009) : 市町村合併と市町村名称の選択. 地域ブランド研究5: 1-29.

Production of a Linguistic Landscape by Institutional Practice: Renaming Practices of Official Denominations of Municipalities in the Autonomous Communities of Euskadi and Navarre

Hisao Ishii

After the establishment of autonomy, a renaming process for official denominations of municipalities developed in two autonomous states in the Spanish Basque region, Euskadi and Navarre. This study aims to clarify the details of the renaming process and the roles of the two autonomous communities in its development.

In Euskadi, the renaming process began almost simultaneously with the establishment of the Autonomous Statutes of Gernika in 1979, and within five years almost half of the municipalities which have experienced renaming until the present had changed their original denomination. During the first period from 1980 to 1985, the municipalities that were renamed were concentrated in the north of Euskadi, where the Basque language is widely spoken. The early period is characterized by a predominance of renaming into the Basque language, reflecting the development of Basque nationalism in that era. The geographic focus of the municipalities being renamed has moved gradually from the north to the area with a low rate of Basque speakers, that is, to the south and the west, especially after the general acceptance of the bilingual naming method.

In Navarre, a similar geographical process of renaming has been observed over a similar period of time. Renaming has moved from north to south, from Basque to bilingual naming. However, Navarre has experienced the renaming process more slowly than Euskadi. This is because of differences in the histories of the two entities. In the medieval era and after, Navarre and three regions of Euskadi had maintained their autonomy by having special regional laws, *fueros*, until the first Carlista War in the 1830's. After the defeat, their autonomy was strictly limited and only Navarre succeeded in making a treaty with the central government to maintain a certain degree of autonomy. In the 1930's and the 1970's, Navarre and Euskadi had the opportunity to develop into a unitary autonomous community, but Navarre did not accept the opportunity. Such a history of Navarre has developed a unique nationalism, *navarrismo*. This nationalism has been reflected in delays to the legal formation and renaming process.